

令和7年2月20日

県内各医療機関、薬局の長 様

岩手県保健福祉部医療政策室感染症課長

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等に係る請求額等の調査について

日頃から、本県の医療行政の推進に御協力いただき、感謝申し上げます。

県では、新型コロナウイルス感染症に係る医療費のうち、公費負担がある下記のものについては、令和6年12月の請求期日までにレセプト提出をお願いしており、それ以降のレセプトは原則対応できない旨の周知を行ってきました。

しかしながら、今般、厚生労働省において、令和7年3月の提出期日まで提出のあったレセプトについては、延長して対応することとされました。県内各医療機関、薬局におかれては、既にレセプト提出を完了したものと思いますが、万が一提出漏れ等ございましたら、別添様式により、内容を御報告の上、3月の提出期限までに必ずレセプト提出をお願いします。

#### 記

#### 1 対象医療費

- ① 5類移行前（令和5年5月7日まで）の入院医療費
- ② 5類移行後令和5年5月8日から令和6年3月31日まで）の入院医療費
- ③ 5類移行後（令和5年5月8日から令和6年3月31日まで）の新型コロナ治療薬
- ④ 令和5年9月30日までの軽症者宿泊・自宅療養医療費
- ⑤ 5類移行前（令和5年5月7日まで）のPCR検査医療費

#### 2 報告内容

公費負担者番号による請求のうち、令和7年2月10日に請求できず、令和7年3月31日までに請求を行う予定の請求件数及び金額を、審査支払機関ごとに報告してください。

該当が無い場合は報告不要です。なお、報告額は不足が生じないようにしてください。

#### 【提出先】

県庁医療政策室宛にFAXまたはメールで御報告願います。

FAX番号：019-626-0837 メールアドレス：AD0002@pref.iwate.jp

#### 【報告期限】

令和7年3月5日（水）必着 期限厳守でお願いします。

※ 土日祝日でも受信可能ですので、速やかに御報告をお願いします。

### 3 注意事項

- ・ 今回報告のあった医療機関、薬局のみ請求期限の延長対象となります。
- ・ 今回の調査以前に県庁へ既に御一報いただき、対応を御連絡している医療機関についても、同様の取扱いとなりますので、必ず御報告をお願いします。
- ・ 今回の調査に際しては、県医師会、県薬剤師会へも協力依頼をしています。当該通知を複数受領した場合でも、県への報告は一度で構いません。

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1  
担当：医療政策室 感染症担当 主事 南舘  
電話：019-629-5417 FAX：019-626-0837  
MAIL：minamidate@pref.iwate.jp